2013年4月1日以降補償開始契約用

AIU保険
Member of AIG

AIUの事業総合賠償責任保険

STARs
Special TAilored Risk Solution

建設業

事業総合賠償責任保険
建設業特約

AIU INSURANCE COMPANY

2014年1月版

経営を揺るがす第三者賠償リスク。
STARS は、建設業を営む皆さまの事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を包括的に補償します。

貴社が事業活動を行っていくうえで現実に、潜在的に抱える賠償リスクを包括的に補償する保険として、是非ともご検討ください。

CONTENTS

はじめに …… 1
基本契約のご説明 …… 3
お支払いする保険金の種類 …… 5
オプション特約のご説明 …… 7
ご契約プランとご注意事項 …… 9
保険金お支払いまでの流れ …… 10
基本契約のご説明（詳細） …… 11
オプション特約のご説明（詳細） …… 13

STARS Special TAilored Risk Solution

ココがポイント! STARS 建設業向の特長

貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償します

貴社の事業遂行により日本国内で生じた対人・対物事故から、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害、工事遅延による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。
また、貴社工事を１年間まとめて補償しますので、万一の保険手配漏れもなく、安心です。

P.3 基本契約のご説明

各種費用の補償により賠償事故の解決までをサポート

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。
この保険では、弊社の賠償責任保険（企業用）で支払われる損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

P.5 お支払いする保険金の種類

貴社の下請負人・発注者の賠償責任もあわせて補償します

貴社業務に伴う対人・対物事故※について、貴社の下請負人や貴社が行う元請工事の発注者（施主）が負担する法律上の損害賠償責任による損害も自動的に補償します。

※業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクにおいて補償対象となる事故をいいます。

貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能です。

P.7 オプション特約のご説明

P.9 ご契約プラン

このパンフレットで使用する用語のご説明

●**記名被保険者**:保険証券の記名被保険者欄に記載された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**工事場**:建設工事を行っている場所で、不特定多数の人または船舶の出入りが禁止されている場所をいい、被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する施設のうち、臨時に設置される事務所、資材置場等の仮設施設を含みます。●**下請負人**:記名被保険者と締結した下請負契約に基づき工事をする請負人をいい、警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。●**使用不能**:その財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。●**対人・対物事故**:他人の身体に傷害や疾病およびこれらに起因する後遺障害または死亡を生じさせることを対人事故といい、他人の財物を滅失、毀損（きそん）または汚損すること（紛失することまたは盗取・詐取されることは除きます。）を対物事故といいます。あわせて対人・対物事故といいます。●**発注者**:記名被保険者が元請負人となる場合の建設工事の発注者をいいます。●**被保険者**:記名被保険者および保険の約款で被保険者として規定された方をいい、この保険の補償を受けられる方をいいます。●**保険金額**:弊社がお支払いする保険金の限度額をいいます。●**リース・レンタル建設用工作車**:記名被保険者がリースまたはレンタル契約により一時的に賃借する建設用工作車（建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車）をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。

基本契約のご説明

保険金をお支払いする場合

STARs建設業向では、次の５つのリスクに対する補償を基本契約とします[注1]。

業務遂行・施設リスク

次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します[注2]。

①貴社が行う建設工事中の対人・対物事故

②貴社の営業活動や貴社の施設（本社、事務所、資材置場等）の所有・使用・管理に起因する対人・対物事故

③不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）

オプション特約

・作業対象物損壊担保特約
・受託物損害担保特約
・重複保険規定不適用特約
・リース・レンタル建設用工作車特約
・使用者賠償責任保険特約
・個人情報漏洩危険担保特約　　など

事故例

ビル建設工事中、鉄材を落下させてしまい、道路を歩いていた通行人の男性に当たり、死亡させてしまった。

ビル設備改修工事中、スプリンクラーを損壊、漏水事故により什器備品に損害を与えてしまった。

プレハブ住宅工事現場でアウトリガーの固定が不安定だったためクレーン車が転倒。隣家を損壊し、住人にケガをさせてしまった。
*自賠責保険（対人事故の場合）、自動車保険の上乗せ補償となります。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

生産物・完成作業リスク

次のような対人・対物事故によって被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します[注2]。

①貴社が行った建設工事の引渡し後に発生した対人・対物事故

②貴社が製造・販売した資材等の製品・商品（生産物）に起因する対人・対物事故

オプション特約

・個人情報漏洩危険担保特約
・仕事の目的物の損壊担保特約
など

事故例

電気設備改修工事の絶縁ミス（被覆不十分）により、工事引渡し後に火災が発生。事務所の一部と什器備品を焼損してしまった。

店舗工事の引渡し後、排水管の接続不備によりトイレの排水が漏水、階下のゲームセンターを汚損してしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

[注1] 生産物・完成作業リスク、純粋財物使用不能リスク、人格権侵害・宣伝障害リスク、工事遅延損害リスクは単独でご契約いただくことができませんのでご注意ください。
[注2] 業務遂行・施設リスク（③を除きます。）、生産物・完成作業リスクの保険金額については、ご契約時にお選びいただきます。

純粋財物使用不能リスク

第三者の財物に物理的な損壊を与えることなく使用不能（次の①②をいいます。）にしたことによって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）。

①貴社の建設工事、営業活動や施設の所有・使用・管理に起因する事故による第三者の財物の使用不能

②貴社が行った仕事の結果や貴社が製造・販売した製品・商品（生産物）に起因する第三者の財物の使用不能。ただし、その仕事の結果や生産物自体に物理的な損壊が生じた場合に限ります。

事故例

ビル建設工事中にクレーン車が倒れ、近接の店舗に物的損害は与えなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

人格権侵害・宣伝障害リスク

次のような人格権の侵害または宣伝活動に起因する権利侵害によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します（保険期間中500万円を限度にお支払いします。）。

①第三者の自由の侵害、名誉毀損（きそん）、プライバシーの侵害の事故

②ホームページやパンフレットなどの宣伝活動に伴う著作権の侵害事故

事故例

子供が隠れていることに気付かず倉庫を施錠してしまい、翌日に閉じ込められている子供を発見した。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

工事遅延損害リスク

貴社が元請となる工事の遂行に起因して発生した対人・対物事故を直接の原因として、工事請負契約書上の履行期日の翌日から起算して６日以上の遅延が生じたことにより、被保険者*が工事請負契約書に基づいて法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。
（保険期間中500万円または所定の算式により計算された金額のいずれか低い方を限度としてお支払いします。）

事故例

元請工事中の第三者死亡事故の現場検証のために、工事が２週間中断。請負契約書の履行期日に引渡しできず、発注者から請負契約書に基づく遅延損害金を請求された。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

P.7　オプション特約のご説明
オプション特約をセットすることにより補償を拡大できます。

P.9　ご契約プラン
５つのリスクの組み合わせをお選びいただけます。

P.12　保険金をお支払いできない主な場合
詳細はP.12をご覧ください。

STARs Special TAilored Risk Solution

お支払いする保険金の種類

STARs建設業向では、事故が発生してから損害賠償金のお支払いに至るまでに発生する、さまざまな費用を保険金としてお支払いします[注1]。

お支払いの対象となるリスクの表記について　業務遂行・施設リスク　生産物・完成作業リスク　純粋財物使用不能リスク　人格権侵害・宣伝障害リスク　工事遅延損害リスク

事故発生

事故発生初期に生じる費用[注2]

損害拡大防止軽減・求償権保全費用[注3]

事故等が発生した場合において被保険者が支出した次の必要・有益な費用
①損害の拡大防止または軽減のために支出した費用
②他人から損害賠償または求償を受けることができる場合、その権利の保全・行使のために支出した費用

対象リスク：

被害者見舞・臨時費用[注4][注5]
（被害者1名10万円・1事故300万円限度）

保険事故が発生した場合において、被保険者が支出した見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
＊同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク：

原因調査費用[注4][注5]
（1事故30万円限度）

対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合において、同種の原因による他の事故の発生を防止するために被保険者が支出したその事故の原因を調査・確認するために必要・有益な費用（原因箇所の修復、除去費用は含みません。）

対象リスク：

被害者治療等費用[注6][注7]
（被害者1名50万円・1事故300万円限度）

建設工事の遂行または貴社が所有もしくは賃借する施設における対人事故が発生した場合において、記名被保険者が支払った治療費用等または葬祭費用（事故日からその日を含めて1年以内に弊社に通知された費用に限ります。）
＊同一被害者に対する支払いは保険期間中1回に限ります。

対象リスク：

緊急対応費用[注4][注5]
（1事故300万円限度）

保険事故が発生した場合において被保険者が支出した次の費用
①被害者またはその法定相続人等の現地（事故等の発生地など）訪問費用（被害者1名につき2名分を限度とします。）
②役員・従業員を現地または被害者もしくはその法定相続人等の居住地へ派遣する費用
③被害者またはその法定相続人等との通信費用
④被保険者が被害者またはその法定相続人等と応対するための一時的な施設の借上費用
⑤被害者の捜索、救助または移送に従事した者からの請求に基づく費用

対象リスク：

訴訟等により生じる費用[注2]

争訟費用[注4][注5]

損害賠償責任に関する争訟（訴訟、仲裁、調停、和解等）について被保険者が支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用

対象リスク：

訴訟対応費用[注4][注5]
（1事故300万円限度）

損害賠償請求訴訟に対応するために被保険者が臨時に支出した意見書・鑑定書作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当等の社会通念上妥当な費用

対象リスク：

協力費用[注4]

弊社による損害賠償請求の解決に協力するために、被保険者が支出した費用

対象リスク：

損害賠償金のお支払い[注2]

損害賠償金

被保険者が被害者に対して支払う損害賠償金
＊損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除してお支払いします。

対象リスク：

[注1]すべての保険金を合算して、各対象リスクの保険金額を限度にお支払いします。
[注2]損害の軽減や求償権保全の義務を怠った場合は、防止軽減または求償できたと認められる額を控除してお支払いします。
[注3]この費用のうち、「緊急措置（応急手当、護送など）に要した費用」および「支出についてあらかじめ弊社の書面による同意を得た費用」については、費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。
[注4]費用を支出した後に被保険者に法律上の損害賠償責任がないことが判明した場合においても、保険金をお支払いします。
[注5]費用の支出にあたっては事前に弊社の書面による同意が必要です。
[注6]費用の支出にあたっては事前に弊社の同意が必要です。
[注7]被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合、すでにお支払いした被害者治療等費用は損害賠償金に充当します。

オプション特約のご説明

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本契約は 業務遂行・施設 生産物・完成作業 で表示しています。

業務遂行・施設

1 作業対象物損壊担保特約 作業対象物損壊担保特約（増額型）

工事中に作業対象物を壊してしまったときのために

貴社の工事の遂行により、工事場内における工事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分（他人が所有するものに限ります。）に生じた損壊によって被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額（内枠払）	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中業務遂行・施設リスクの保険金額または3億円のいずれか低い額
自己負担額	業務遂行・施設リスクと同額

事故例

内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、あやまって落下。床面を傷つけ、エアコンそのものも壊してしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

業務遂行・施設

2 受託物損害担保特約 受託物損害担保特約（増額型）

レンタル建機・支給資材の損壊や盗難が発生したときのために

貴社の工事の遂行により発生した、次の受託物の損壊・紛失・盗取（詐取を含みません。）について、被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

①一時的に借用する工事場内の建設用機械器具（ダンプカーを含みません。）
②一時的に借用する工事場内の仮設建物（現場事務所、宿舎、倉庫等）およびその付器・備品
③元請負人・施主から支給された工事場内の資材等（完成後引渡しを要するものに限ります。）

保険金額（内枠払）	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故5万円または業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額

事故例

夜間、仮設倉庫に保管していた元請負人からの支給資材が盗まれてしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

業務遂行・施設

5 使用者賠償責任保険特約

使用者として、従業員の ケガ等に対する責任を負担するときのために

貴社従業員、下請従業員の業務中の労災事故（政府労災の給付が決定した場合に限ります。）によって、被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

【ご契約プラン】

プラン	A	B
保険金額（外枠払）（1事故・保険期間中）	5,000万円	1億円

事故例

作業中、従業員が機械に巻き込まれて死亡。遺族から損害賠償請求された。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

6 個人情報漏洩危険担保特約

貴社が管理する個人情報が漏洩してしまったときのために

貴社が所有・使用・管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩について被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※損害賠償金等のほか、危機管理実行費用をお支払いします。

【ご契約プラン】

プラン	A	B	C
保険金額（外枠払）（1事故・保険期間中）	1,000万円	3,000万円	5,000万円
自己負担額（1事故）	10万円		

危機管理実行費用は、表中の保険金額の10%を限度として、内枠でお支払いします。

事故例

営業中に車上荒らしにあい、顧客の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

業務遂行・施設

3 重複保険規定不適用特約

事故が発生！元請の保険を使わずに対応したいときのために

貴社が下請負人として工事を遂行している際に発生した対人・対物事故による損害（損害額が500万円以下の場合に限ります。）について、元請負人等が契約した他の保険契約等がある場合でも、この保険契約から優先的に保険金を支払い、他の保険契約等との保険金の分担を行わないこととする特約です。

事故例

ビル改修工事の下請として作業をしていたところ、スプリンクラーを損壊して漏水事故を起こし、階下のテナントの商品を水濡れさせてしまった。元請の保険を使うことなく、この保険契約から優先的に保険金を支払った。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

業務遂行・施設

4 リース・レンタル建設用工作車特約 リース・レンタル建設用工作車特約（増額型）

レンタル建機を壊してしまったときのために

工事場内において、一時的に使用または管理するリース・レンタル建設用工作車の損壊・盗取（詐取を含みません。）について、被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

保険金額（内枠払）	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故5万円または業務遂行・施設リスクの自己負担額のいずれか高い額

事故例

工事現場で作業中、レンタル業者から賃借していた建機を転倒させ、壊してしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 です。

生産物・完成作業

7 仕事の目的物の損壊担保特約 仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）

対人・対物事故と一緒に仕事の目的物を壊してしまったときのために

貴社の占有を離れた生産物または貴社が引渡した仕事の結果に起因して対人・対物事故が発生した場合、その生産物・仕事の結果自体の財物の損壊について、被保険者＊が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※その対人事故またはその生産物・仕事の結果以外の財物の損壊に対して、弊社が損害賠償金として保険金を支払う場合に限ります。

保険金額（内枠払）	●保険期間中500万円 ●（増額型）は保険期間中1,000万円
自己負担額	なし

事故例

エアコン設置に伴う配線工事を行ったが、施工ミスで引渡し後に火災が発生。室内の壁面だけでなく、工事の目的物であるエアコンを損壊してしまった。

＊被保険者は 記名被保険者 下請負人 発注者 です。

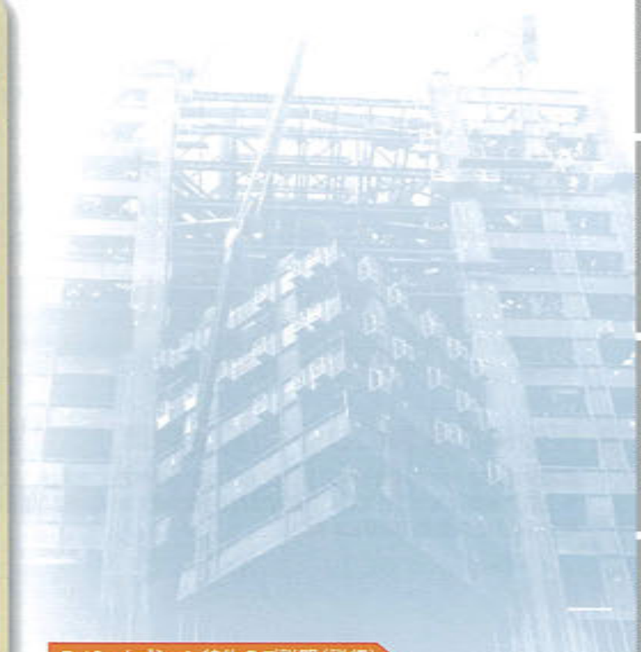

P.13 オプション特約のご説明（詳細）
詳細については、P.13～P.16をご覧ください。

ご契約プランとご注意事項

ご契約プラン

貴社にあったご契約プランをお選びいただくことができます。

【補償プラン】主な3つの補償プランをご紹介します。

［◎：補償対象　×：補償対象外］

リスクの種類		補償プラン		
		Gold（ゴールド）	Silver（シルバー）	Bronze（ブロンズ）
基本契約	業務遂行・施設リスク	◎	◎	◎
	生産物・完成作業リスク	◎	◎	×
	純粋財物使用不能リスク	◎	×	×
	人格権侵害・宣伝障害リスク	◎	×	×
	工事遅延損害リスク	◎	×	×

【保険金額プラン】保険金額[注1]は、次のプランの中からお選びください。なお、自己負担額（１事故免責金額）は任意で設定いただくことができます。

プラン	業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	純粋財物使用不能リスク 人格権侵害・宣伝障害リスク	工事遅延損害リスク	保険証券総保険金額
A	5,000万円	500万円	500万円または所定の算式[注2]により計算された金額のいずれか低い額	5,000万円
B	１億円			１億円
C	３億円			３億円

[注1] すべてのリスクの対象となる損害の額を合算して、保険証券記載の保険証券総保険金額を限度としてお支払いします。

[注2] 算式は次の通りとなります。$\frac{(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}) \times 6\%}{365\text{日}} \times (\text{原因事故による遅延日数})$

ご注意事項

ご契約にあたって

この保険は、貴社の業務の内容および把握可能な直近の会計年度（１年間）における税込売上高総額に基づき算出した保険料を確定保険料として取り扱います。保険料の算出にあたっては、下記のいずれかの書類の写しが必要となります。

（１）貴社が法人の場合

①直近の会計年度（１年間）の損益計算書
②直近の会計年度（１年間）の法人事業概況説明書
③直近の会計年度（１年間）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）
④直近の会計年度（１年間）の有価証券報告書

（２）貴社が個人事業主の場合

①直近の会計年度（１年間）の青色申告決算書（青色申告の場合）
②直近の会計年度（１年間）の収支内訳書（白色申告の場合）
③直近の会計年度（１年間）の税務申告書類
④直近の会計年度（１年間）の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（経審）

保険料の精算について（確定精算）

保険契約締結時に保険期間中の予想売上高に基づき暫定保険料扱いとして契約した場合には、保険期間終了後、保険期間中の実際の税込売上高の総額に基づき計算した確定保険料（確定保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料）と既に領収している暫定保険料との差額を精算します。

保険金お支払いまでの流れ

STARs Special TAilored Risk Solution

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。

Step 1．事故発生のご連絡　貴社

■事故が発生した場合、損害の軽減に努めてください。また、他人から損害の賠償・求償を受けることができる場合は、その権利の保全・行使に努めてください。
■事故の状況、損害の程度、損害賠償請求があった場合にはその内容、重複保険契約の有無とその内容について、遅滞なく、取扱代理店または弊社まで書面でのご通知をお願いします。

事故解決に向けてのアドバイスおよび必要書類のご案内　AIU

■貴社のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
■事故解決に向けてのアドバイスをさせていただきます。
■保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step 2．必要書類のご手配・ご提出　貴社

■保険金請求書などのご記入、損害の立証書類などのご手配をいただき、ご提出をお願いします。

Step 3．相手方との示談　貴社

■必要に応じて、相手方との示談の進め方や示談内容等について、弊社からアドバイスを行います。示談は、被保険者ご自身で進めていただく必要がありますのでご注意ください。

ご請求内容の確認　AIU

■保険金をお支払いするために必要な確認を行います。
■お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step 4．保険金のお受取り　貴社

■お支払い金額、お支払い先などを貴社へ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。

随時、アドバイスをご提供します！

示談についてのアドバイス

相手方との間で賠償額を決定（示談）する場合には、必ず事前にご連絡ください。弊社とご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくことになります。

基本契約のご説明（詳細）

リスク	保険金をお支払いする場合	＊1 被保険者	＊2 保険金額・自己負担額など
業務遂行・施設リスク	次の①②に起因して日本国内で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2[注1][注2]をお支払いします。 ①記名被保険者の仕事の遂行 ②記名被保険者の仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	業務遂行・施設リスクの保険金額（1事故・保険期間中）、自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出による損害については、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。
生産物・完成作業リスク	次の①②に起因して日本国内で発生した事故により、保険期間中に他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2[注1][注2]をお支払いします。 ①被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物 ②記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われた仕事の結果	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	生産物・完成作業リスクの保険金額（1事故・保険期間中）、自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、不測かつ突発的に発生した汚染物質の流出に対する汚染浄化費用の支出による損害については、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。
純粋財物使用不能リスク	次の①②に起因して保険期間中に日本国内で発生した事故により、他人の財物を損壊させることなく使用不能にしたことについて、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2[注1][注2]をお支払いします。 ①記名被保険者の仕事の遂行または被保険者が所有、使用もしくは管理する施設 ②被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物（以下、生産物といいます。）または記名被保険者によってもしくは記名被保険者のために行われた仕事の結果。ただし、占有を離れたまたは引渡した後に、生産物または仕事の結果に物理的な損壊が発生した場合に限ります。	・記名被保険者	業務遂行・施設リスク（左記①の場合）または生産物・完成作業リスク（左記②の場合）の自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。
人格権侵害・宣伝障害リスク	記名被保険者の仕事に関して、保険期間中に日本国内で行われた次の①～④の不当行為に起因して人格権侵害・宣伝障害が発生した場合において、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2[注1][注2]をお支払いします。 ①他人の自由を侵害するまたは名誉を毀損（きそん）する不当な身体の拘束 ②他人のプライバシーを侵害する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ③他人を誹謗するまたは他人の商品、役務を中傷する口頭、文書等の表示行為、宣伝活動 ④他人の著作権、標題、標語（特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。）を侵害する宣伝活動	・記名被保険者	業務遂行・施設リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用し、保険期間中500万円を限度としてお支払いします。
工事遅延損害リスク	工事場内における仕事（工事）の遂行に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊による損害に対して、この保険契約から損害賠償金が支払われる場合において、被保険者＊1が仕事（工事）＊3の履行遅滞（遅延日数が、工事請負契約の履行期日の翌日から起算して6日以上の場合に限ります。）により工事請負契約に基づく法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2[注1][注2]をお支払いします。 ＊3対象となる仕事（工事）は、記名被保険者が単独で元請負人となり、事故発生日から30日以内に工事請負契約の履行期日が到来する、工事遅延の直接の原因となった仕事に限ります。	・記名被保険者	保険期間中500万円または以下の算式により算出した額のいずれか低い額を限度としてお支払いします。 $\left(\text{工事請負代金額} - \text{出来形部分に相応する請負代金額}\right) \times 6\% \div 365\text{日} \times \left[\text{原因事故（他人の身体の障害または財物の損壊）による遅延日数}\right]$

[注1] 業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの保険金額と同額で保険証券総保険金額が設定されます。この保険契約でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金（オプション特約のセットにより、これらのリスクの保険金額の内枠でお支払いする支払保険金を含みます。）を合算して、保険証券総保険金額を限度とします。

[注2] 自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各リスクおよび各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

[注3] 人・動物の治療・看護・介護、医薬品の調剤、身体の美容や整形、あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・弁護士・建築士等がその資格に基づいて行う仕事（所定の資格を有しない者が行うこれらの業務を含みます。）などをいいます。

[注4] 施設内・工事場内の建設用工作車および施設内の構内専用車を除きます。ただし、建設用工作車、構内専用車にはダンプカーを含みません。建設用工作車および構内専用車について、自賠責保険契約等を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約等を締結しているときは、自賠責保険契約等および自動車保険契約等により支払われるべき金額の超過額に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通－全てのリスク・特約に共通のお支払いできない主な場合（普通保険約款）】

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇保険契約者または被保険者の故意
- ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等
- ◇地震、噴火、洪水、津波等の天災
- ◇核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ◇放射線照射または放射能汚染
- ◇石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質等の発がん性その他の有害な特性
- ◇保険契約締結の際、保険事故の発生する原因が既に存在していることを保険契約者または被保険者が知っていた場合、その原因により発生した事故　など

【業務遂行・施設リスク－生産物・完成作業リスク共通】

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。）
- ◇専門職業[注3]の遂行　など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任　など

【業務遂行・施設リスク】

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇航空機、自動車[注4]もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理
- ◇騒擾（じょうじょう）または騒音

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊に対する賠償責任
- ◇記名被保険者の業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対する賠償責任
- ◇地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の損壊に対する賠償責任
  - ■土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊
  - ■土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の損壊
  - ■地下水の増減
- ◇以下に掲げる財物の損壊に対する賠償責任
  - ■被保険者が借用、保管（占有）する財物
  - ■販売、組立、加工、修理、点検、洗浄等のために施設内にある財物
  - ■仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
  - ■仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（誤った認識または判断による損壊を含みます。）　など

【生産物・完成作業リスク】

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ◇生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任
- ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任　など

●次の費用はお支払いできません。
- ◇回収措置を講じるために要した費用

【純粋財物使用不能リスク】

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇環境汚染、汚染浄化費用の支出（不測かつ突発的に汚染物質が流出した場合を除きます。）
- ◇専門職業[注3]の遂行
- ◇航空機、自動車[注4]もしくは銃器または記名被保険者が所有または借用する施設外における船舶、車両もしくは動物の所有、使用もしくは管理
- ◇騒擾（じょうじょう）または騒音　など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任
- ◇債務不履行に起因する賠償責任（生産物、仕事の結果自体に損壊が発生した場合を除きます。）
- ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による財物の使用不能に対する賠償責任
- ◇地下工事、基礎工事、土地の掘削工事に伴って生じた次に掲げる財物の使用不能に対する賠償責任
  - ■土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の使用不能
  - ■土地の軟弱化、土地の流出・流入による地上の構築物（基礎および付属物を含みます。）・その収容物または土地の使用不能
  - ■地下水の増減
- ◇被保険者または被保険者の業務に従事する者が所有、使用もしくは管理する財物の使用不能に対する賠償責任
- ◇故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、供給、処分等を行った生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ◇生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体の使用不能に対する賠償責任
- ◇生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能もしくは性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ◇回収措置の実施に伴って発生する財物の使用不能に対する賠償責任　など

●次の費用はお支払いできません。
- ◇回収措置を講じるために要した費用

【人格権侵害・宣伝障害リスク】

●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇被保険者によってまたは被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）
- ◇被保険者の採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為
- ◇保険期間開始日より前から継続、反復されていた不当行為
- ◇広告、放送、出版等を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当行為
- ◇保険期間終了または解除後1年以上経過した後に発見された不当行為　など

●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。
- ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ◇被保険者の業務に従事する者に対する賠償責任
- ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任

【工事遅延損害リスク】

●次の仕事の工事遅延によって生じた損害に対してはお支払いできません。
- ◇工事請負代金額、工事請負契約の履行期日等が定められた工事請負契約書のない仕事
- ◇履行不能または不完全履行となった仕事
- ◇工事請負契約の履行期日の延期を発注者に要請しなかった仕事　など

オプション特約のご説明（詳細）

STARs Special TAilored Risk Solution

特約	保険金をお支払いする場合	＊1 被保険者	＊2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合
1 [注1] 業務遂行・施設 ●作業対象物損壊担保特約 ●作業対象物損壊担保特約（増額型）	記名被保険者の仕事の遂行に起因して、保険期間中に工事場内における被保険者＊1の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（他人が所有するものに限ります。）に生じた損壊によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2 [注2] をお支払いします。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 作業対象物損壊担保特約：500万円 作業対象物損壊担保特約（増額型）：業務遂行・施設リスクの保険金額または3億円のいずれか低い額 ・業務遂行・施設リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注4] のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、磨耗、縮み、品質劣化等 ◇被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理（点検を含みます。）もしくは加工の拙劣または仕上不良等 ◇被保険者の誤った認識または判断　など ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分」の損壊に対して負担する賠償責任に関する規定は適用しません。
2 [注1] [注3] 業務遂行・施設 ●受託物損害担保特約 ●受託物損害担保特約（増額型）	記名被保険者の仕事の遂行に起因して、保険期間中に日本国内で発生した次の①～④の受託物の損壊、紛失または盗取（詐取を含みません。）について、被保険者＊1がその受託物について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2＊3 [注2] をお支払いします。 ①仕事（工事）のために一時的に借用する工事場内の建設用機械器具（建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とするものをいいます。ただし、ダンプカーを含みません。） ②仕事（工事）のために一時的に借用する工事場内の仮設建物（現場事務所、宿舎、倉庫等）およびこれらに通常備え付けられている什器・備品 ③被保険者が元請負人・発注者（施主）から支給された仕事（工事）に使用する材料、資材、装置その他の部品類（完成引渡しを要する仕事の目的物を構成するものをいい、工事場内にあるものに限ります。） ④仕事（工事）に付随して一時的に保管する発注者（施主）の財物 ＊3 受託物の損害の額は、損壊、紛失または盗取が発生した地および時において、被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとします。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 受託物損害担保特約：500万円 受託物損害担保特約（増額型）：1,000万円 ・業務遂行・施設リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、自己負担額が5万円を下回る場合は、5万円を適用します。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注4] のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇保険契約者、被保険者（これらの者の役員、従業員を含みます。）または被保険者の親族が行い、または加担した受託物の盗取 ◇自然発火、自然爆発した受託物自体の損壊 ◇自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等による受託物の損壊 ◇施設の屋根、窓、壁面等の瑕疵（かし）により、これらから入る雨または雪等による受託物の損壊 ◇正当な権利を有する者の承諾なく受託物を使用し、または第三者に保管させている間に発生した受託物の損壊、紛失または盗取 ◇組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えることにより生じた受託物の損壊 ◇正当な権利を有する者に引渡された後に発見された受託物の損壊、紛失または盗取 ◇受託物の損壊、紛失または盗取による使用不能 ◇左記①②に該当する受託物について、以下の損壊、紛失または盗取 ■よごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷などの外観上の損壊であって、受託物が本来有する機能、用途を阻害することのない損壊 ■電気的または機械的な原因により生じた受託物の損壊 ■潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗材に単独に生じた損壊 ■受託物を構成する部品の紛失または盗取 ◇現金・貴重品（貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、宝石、貴金属、美術品、骨董品その他これらに類する財物をいいます。）、不動産、航空機、自動車、船舶、動物または植物等の損壊、紛失または盗取（不動産、自動車、船舶のうち、左記①②に該当する場合を含みません。）　など ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。
3 業務遂行・施設 重複保険規定不適用特約	保険期間中に、工事場内における記名被保険者の仕事の遂行または工事場の所有、使用もしくは管理に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊に対して、この保険契約から損害賠償金が支払われる場合において、損害の額が1事故につき500万円以下である場合は、元請重複保険契約＊4との保険金の分担を行いません。ただし、記名被保険者がこの特約の適用に同意しない場合または元請重複保険契約から独立して保険金が支払われた場合は、この特約の適用は行わず、保険金の分担を行います。 ＊4 元請重複保険契約とは、この保険契約と重複する保険契約のうち、元請負人または記名被保険者より上位に位置する請負人が被保険者となる保険契約をいいます。	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者		基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注4] を適用します。
4 [注1] [注3] 業務遂行・施設 ●リース・レンタル建設用工作車特約 ●リース・レンタル建設用工作車特約（増額型）	記名被保険者の仕事の遂行のために工事場内で一時的に使用または管理するリース・レンタル建設用工作車＊5が、保険期間中に日本国内において損壊したまたは盗取（詐取を含みません。）されたことについて、被保険者＊1がそのリース・レンタル建設用工作車について正当な権利を有する者に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2 [注2] をお支払いします。 ＊5 リース・レンタル建設用工作車とは、記名被保険者が仕事（工事）の遂行のためにリースまたはレンタル契約により一時的に賃借する建設用工作車（建設工事等の作業を行うことを主たる用途、機能とする自動車）をいいます。ただし、ダンプカーを含みません。	・記名被保険者	・次の保険金額を限度として、業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 リース・レンタル建設用工作車特約：500万円 リース・レンタル建設用工作車特約（増額型）：1,000万円 ・業務遂行・施設リスクの自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。ただし、自己負担額が5万円を下回る場合は、5万円を適用します。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注4] のほか、次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。 ◇被保険者または被保険者の役員および従業員が行い、または加担した盗取 ◇自然発火、自然爆発したリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ等またはねずみ食い・虫食い等によるリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇正当な権利を有する者に引渡された後に発見されたリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇被保険者の行う保守、調整、修理、交換等の作業により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇電気的または機械的な原因により生じたリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇かき傷、すり傷、欠け傷などの外観上の損壊であって、リース・レンタル建設用工作車の機能に直接関係のない損壊 ◇よごれ、しみ、焦げによるリース・レンタル建設用工作車の損壊 ◇リース・レンタル建設用工作車の潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗材に単独に生じた損壊 ◇リース・レンタル建設用工作車の一部の部品の盗取 ◇リース・レンタル建設用工作車の損壊または盗取による使用不能 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」の内容とこの特約の内容が相反する場合は、この特約の内容を優先して適用します。

[注1] それぞれの特約と特約（増額型）は同時にセットできません。

[注2] 自己負担額（1事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

[注3] 受託物損害担保特約とリース・レンタル建設用工作車特約は同時にセットできません。

[注4] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明（詳細）」をご覧ください。

オプション特約のご説明（詳細）

STARs Special TAilored Risk Solution

特　約	保険金をお支払いする場合	＊1 被保険者	＊2 保険金額・自己負担額など	保険金をお支払いできない主な場合
5 業務遂行・施設 **使用者賠償責任保険特約**	被用者＊6が保険期間中に業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、次の①～⑤の損害賠償金または費用を保険金＊2 [注1] としてお支払いします。 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用（1事故300万円限度） ただし、損害賠償金の支払いは、政府労災保険等による給付が決定された場合に限るものとし、次の(1)～(3)の金額の合算額を超過する額をお支払いします。 (1)政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。） (2)自賠責保険契約等または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 (3)次のいずれかの金額 ・被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払うべき金額 ・被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険（法定外補償条項部分）およびその他一定の災害補償を被用者に対して行うことを目的として保険契約者が締結する保険契約により被用者に支払われることによって賠償責任を免れる金額 ＊6 被用者とは、被保険者の従業員、下請負人および下請負人の従業員をいいます。	・記名被保険者	・１事故・保険期間中の保険金額は、次のいずれかのプランからお選びください。 5,000万円／１億円 ・保険証券記載のこの特約の自己負担額（１事故免責金額）、縮小支払割合を適用します。	**●次の事由によって生じた被用者の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。** ◇保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意 ◇戦争、外国の武力行使、革命、暴動等 ◇地震、噴火またはこれらによる津波 ◇核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性　など **●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。** ◇被保険者と被用者またはその他の他人との間の損害賠償に関する特別の約定、合意または法定外補償規定により加重された賠償責任 ◇被保険者の父母、配偶者、子その他親族に対する賠償責任 **●次の身体の障害による損害に対してはお支払いできません。** ◇風土病または職業性疾病による身体の障害 **●次の損害賠償金をお支払いできません。** ◇労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金
6 業務遂行・施設 生産物・完成作業 **個人情報漏洩危険担保特約**	日本国内で発生した個人情報＊7（被保険者が日本国内で行う業務のために所有、使用または管理する個人情報をいいます。）の漏洩が保険期間中に発覚した場合において、被保険者＊1が負担する次の(1)(2)の損害に対して、次の①～⑥の損害賠償金または費用を保険金＊2 [注1] としてお支払いします。 (1)個人情報漏洩によって被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害 (2)被害者と直接対応する場合に発生する危機管理実行費用＊8（費用の支出にあたっては弊社の書面による同意が必要です。） お支払いする保険金の種類 ①損害賠償金 ②損害拡大防止軽減・求償権保全費用 ③協力費用 ④争訟費用 ⑤訴訟対応費用（1事故300万円限度） ⑥危機管理実行費用 ＊7 個人情報とは、個人に関する情報であって、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより、特定の個人を識別できるものをいいます。 ＊8 危機管理実行費用とは、文書による公的機関への届出・報告または新聞、テレビ、インターネット等で報道が行われた場合において、被害者と直接対応する場合に発生する次の費用をいいます。ただし、事故発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。 （弁護士への相談費用 / 新聞での謝罪広告費用 / 無料通話電話の使用料 / お詫び状の作成・送付費用 / 見舞金・見舞品費用（被害者1名500円限度）/ 従業員の超過勤務手当・交通費・宿泊費・臨時雇用費用　など）	・記名被保険者	・１事故・保険期間中の保険金額は次のいずれかのプランからお選びください。 1,000万円／3,000万円／5,000万円 ・自己負担額（１事故免責金額）は10万円となります。 ・他人が支出した見舞金・見舞品費用に対する損害賠償金（求償損害）については、被害者１名につき500円、保険期間を通じて上記保険金額の20％を限度とします。 ・危機管理実行費用は、保険期間を通じて上記で選択いただいた保険金額の10％を限度として、上記保険金額の内枠でお支払いします。	普通保険約款の「保険金をお支払いできない主な場合」[注2] のほか、以下の場合はお支払いできません。 **●次の事由によって生じた損害に対してはお支払いできません。** ◇個人情報以外の情報の漏洩 ◇保険契約者または被保険者が保険契約締結時点で既に知り得ていた事故もしくは知り得ていたと合理的に推定できる事故 ◇被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為 ◇被保険者の役員の個人情報の漏洩 ◇労働者派遣事業の場合において、派遣労働者が派遣先で発生させた事故　など **●次の賠償責任を負担することによって被る損害に対してはお支払いできません。** ◇他人の身体の障害または財物の損壊・紛失・盗取（詐取を含みます。）に対する賠償責任 ◇損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任 ◇クレジットカード番号、預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対する賠償責任 ◇他人が行う商品の販売・供給または役務の提供の中断・終了・内容変更に対する賠償責任 ◇被保険者の業務の履行遅滞・履行不能に起因する賠償責任　など ※この特約が解約・非継続となる場合は、保険期間中に発覚した個人情報の漏洩を保険期間終了後30日を経過する日までに弊社に書面で通知する必要があります。
7 [注3] 生産物・完成作業 **●仕事の目的物の損壊担保特約** **●仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）**	次の①②に起因して他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合、その生産物・仕事の結果自体の財物の損壊について、被保険者＊1が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金＊2 [注1] をお支払いします。ただし、その対人事故またはその生産物・仕事の結果以外の財物の損壊に対して、弊社が損害賠償金として保険金を支払う場合に限ります。 ①被保険者の占有を離れた記名被保険者の生産物 ②記名被保険者によってまたは記名被保険者のために行われた仕事の結果	・記名被保険者 ・下請負人 ・発注者	・次の保険金額を限度として、生産物・完成作業リスクの保険金額の内枠でお支払いします。 **特約**／**保険金額（保険期間中）** 仕事の目的物の損壊担保特約：500万円 仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）：1,000万円 ・生産物・完成作業リスクの縮小支払割合を適用します。	基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」[注2] を適用します。 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、「生産物または仕事の瑕疵（かし）に起因するその生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊に対する賠償責任」に関する規定は適用しません。 ※基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」のうち、損壊した生産物または仕事の結果自体に関する限り、「回収措置を講じるために要した費用」に関する規定は適用しません。

[注1] 自己負担額（１事故免責金額）、縮小支払割合の設定がある場合の支払保険金は、次の算式により算出します。ただし、各オプション特約の保険金額を限度とします。（損害額－自己負担額）×縮小支払割合＝支払保険金

[注2] 普通保険約款、基本契約の「保険金をお支払いできない主な場合」は、P.12「基本契約のご説明（詳細）」をご覧ください。

[注3] それぞれの特約と特約（増額型）は同時にセットできません。

MEMO

● このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合せください。
また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。
● 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。
● 「STARs」は「事業総合賠償責任保険」のペットネームであり、登録商標です。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

〒130-8560　東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp
お問合せ先：03-3216-6611
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

R41 112(R 003066　2016.01)　1.14　40M　(TE)

お問合せ・お申込みは

株式会社 エスアイエス北海道
〒041-0843 北海道函館市花園町3番27号
TEL 0138-51-8677